

市第 116 号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中

「

ケーラインセブン
こまどり

を

」

「

ケーラインセブン
」

に、

」

「

サンハイム西寺尾
サン・三ツ沢

を

」

「

サンハイム西寺尾
」

に改める。

附 則

この条例中、別表の2の表の改正規定（こまどりに係る部分に限る。）は令和8年4月1日から、同表の改正規定（サン・三ツ沢に係る部分に限る。）は同年5月1日から施行する。

提 案 理 由

こまどり及びサン・三ツ沢を廃止するため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市営住宅条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

別表（第 3 条第 2 項）

2 借上げによる市営住宅

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	
ケーラインセブン	
こまどり	
(省 略)	横浜市神奈川区
サンハイム西寺尾	
サン・三ツ沢	
(省 略)	
(省 略)	